

## 市川市「赤ちゃんの駅」実施に関する要領

### 1 目的

乳幼児を抱える保護者の子育て支援の取り組みとして、授乳やおむつ替えの設備を提供できる施設を「赤ちゃんの駅」として登録するとともに、ステッカーの掲示により広く公表することで、気軽に安心して外出できるまちづくりを推進していくことを目的とする。

### 2. 定義

「赤ちゃんの駅」とは、市内にある公共施設、民間施設であって、次のいずれか又は両方の提供が可能な施設で、希望する者が無料で利用できるものをいう。ただし、子どもの健全育成を妨げるおそれのある施設を除く。

- (1) 授乳ができる場所（四方を隔壁で仕切られた部屋、パーテーションやカーテン等で仕切られた場所で、プライバシーの確保がなされていること）
- (2) おむつ替えができる場所（ベビーベッド等、おむつ替えができる設備を有していること）

### 3. 施設利用者

利用者は、原則として乳幼児（概ね3歳未満の児童）連れの保護者で、利用は授乳またはオムツ替えの場合に限る。

### 4. 「赤ちゃんの駅」への登録

赤ちゃんの駅として登録を希望する者は、登録申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、赤ちゃんの駅登録申請書の提出があったときは内容を審査し、適当と認めるときはこれを登録するものとする。
- 3 登録された施設（以下、「登録施設」という）の情報については、市のホームページ等に掲載するものとする。

### 5. 運営管理

登録施設の代表者は、自己の管理のもと、赤ちゃんの駅を運営するものとし、次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 換気や清掃等による清潔で良好な状態の維持
- (2) 施設の場所や設備等に関する安全の確保

### 6. 利用の制限等

施設の管理者は利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用を拒み、又は制限し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 施設にとって安全性の確保や適正な衛生管理を行う上で、重大な支障があると認められる場合
- (2) 利用者が施設管理者の指示に従わなかった場合
- (3) その他施設管理上の支障がある場合

#### 7. 標示

登録施設管理者は、施設の出入口その他利用者の目に付きやすい場所に、交付を受けたステッカーを標示して管理する。また、登録施設の代表者は、商品及び企業広告に登録施設である旨を表示することができる。

#### 8. 届出・確認

登録施設の代表者は、登録された内容に変更が生じるとき又は登録施設を廃止しようとするときは、予め変更・廃止届（様式第2号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、必要に応じ、登録施設における本事業の実施状況について確認を求めることができる。

#### 9. 登録の取り消し

市長は、登録施設を運営する者又は登録施設が法令に違反したとき、その他登録施設として適当でなくなったとみとめられるときは登録を取り消すことができる。

#### 10. この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、別に定める。

#### 附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。